

施設整備計画「短期入所生活介護事業所(併設型)の介護老人福祉施設転換整備」に係る質問書に対する回答

全質問・回答

No.	質問事項	「手引き」における対象箇所	質問内容	回答内容
1	人員、設備基準について	P8 〈設備基準の概要〉※従来型の場合	居室床面積に関して、当施設の多床室(4人部屋)の床面積は図面上24.3㎡である。 手引きに記載の10.65㎡以上という床面積は、定員1人分の床面積か。これに当てはめると、 $24.3\text{㎡} \div 10.65\text{㎡}$ (1人分床面積) $=2.28$ 人ゆえに現状の4人部屋を2人部屋として転換しなければならないのか。	床面積は1人当たりの面積です。 ただし短期入所生活介護事業所および介護老人福祉施設の設備基準には、入所者1人当たりの居室の床面積に関する経過措置が定められております。今回の転換においても、当該経過措置を適用し、現状の多床室の床面積、定員のままで転換が可能です。
2	その他	P3 5 転換時期	特養への転換時期について、「選定後から令和9年3月31日までの間に転換するもの」とのことだが、段階的に転換することは可能か。 (例) 15床を特養転換で応募し、令和7年度に5床転換、令和8年度に5床転換、令和9年度に5床転換 合計15床の転換	転換整備は、介護老人福祉施設の入所待機者の早期解消を目的としておりますので、段階的な転換については想定しておりません。今期の事業計画期間内を、転換時期として記載しておりますが、可能な限り年度内の転換をお願いいたします。